

京都府行政不服審査会規程第2号

行政不服審査法に基づく主張書面等の閲覧等に関する規程を次のように定める。

令和4年4月4日

京都府行政不服審査会

会長 北村 和生

行政不服審査法に基づく主張書面等の閲覧等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府行政不服審査会運営規程（平成28年京都府行政不服審査会規程第1号）第18条第2項の規定により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面等の閲覧又は交付（以下「閲覧等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(主張書面等閲覧等請求書)

第2条 閲覧等の求めは、主張書面等閲覧等請求書（別記様式）により行うものとする。

(意見の聴取)

第3条 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、前条の請求書が提出されたときは、当該求めに係る主張書面等の提出人の意見を聴取するものとする。ただし、既にその意見を聴取しているときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の提出人から当該求めに係る主張書面等の閲覧等に反対する旨の意見が提出された場合において、閲覧等の実施の決定をするときは、当該決定の日と閲覧等を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、審査会は、当該決定後直ちに、当該提出人に対し、当該決定をした旨及びその理由並びに閲覧等を実施する期日を通知するものとする。

(閲覧等に係る決定)

第4条 第2条の請求書が提出された場合における当該求めに係る主張書面等の閲覧等に関する審査会の権限については、その審査請求事件を調査審議する部会又は合議体総会がこれを行う。

2 前項の場合において、次に掲げる事務については、部会長又は会長に行わせる。ただし、必要があると認めるときは、その合議によることができる。

(1) 閲覧等の実施又は不実施の決定（閲覧等の実施の決定にあっては、前条第2項に規定する場合におけるものを除く。）

(2) 閲覧等の実施に係る手数料の免除の決定

附 則

この規程は、令和4年4月4日から施行する。

別記様式（第2条関係）

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

京都府行政不服審査会会長 様

請求者

氏名（法人にあつては名称及びその代表者の氏名、審査庁
にあつてはその名称）

連絡先（電話番号等）

京都府行政不服審査会に提出された主張書面等について、行政不服審査法第81条第3項
において準用する同法第78条第1項の規定により、次のとおり閲覧又は交付を求めます。

記

1 求めに係る 審査請求の内容	
2 求める主張 書面等の内容 （該当する <input type="checkbox"/> にチェックを 入れてください。例 <input checked="" type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 私に送付されていない主張書面等があれば、その全部 <input type="checkbox"/> その他（一部を求める場合等。括弧内に求める内容を御記入ください。）
3 求める閲覧 ・交付の実施 方法 （該当する <input type="checkbox"/> にチェックを 入れてください。例 <input checked="" type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 閲覧を求めます。 （閲覧手数料はかかりません。閲覧をいただく場所と日時については、 決定書をもってお知らせします。） <input type="checkbox"/> 写し等の交付を求めます。 <input type="checkbox"/> 書面等がカラーの場合は、カラー印刷を希望します。 （片面1枚につき、白黒印刷は10円、カラー印刷は20円の手数料がか かります。支払方法は、決定書の送付時にお知らせします。） <input type="checkbox"/> 郵送を希望します。 （送料相当額の切手の送付をお願いしております。送付いただく切手 の額面は、決定書の送付時にお知らせします。） <input type="checkbox"/> 京都府行政不服審査会の事務所で直接受け取ります。 （交付場所は、決定書をもってお知らせします。） <input type="checkbox"/> その他（ ） （上記の事項のほか、交付の実施に関する希望等があれば、御記入く ださい。ただし、御記入いただいた内容に沿えない場合もあります。）